

平成18年(2006年)度

# 計量行政年報



母なる湖・琵琶湖。  
——あずかっているのは、滋賀県です。

滋賀県計量検定所

# 目次

## 第1 総説

1 沿革.....	1
2 所在地および土地・建物.....	1
3 組織および職員.....	2
4 歳入・歳出状況.....	3
5 検定検査用具類.....	4

## 第2 業務概要

1 計量関係事業の届出、登録、指定	
（1）特定計量器の製造・修理・販売事業の届出.....	6
（2）計量証明事業の登録.....	8
（3）計量士の登録.....	8
（4）適正計量管理事業所の指定.....	8
（5）指定製造事業者の指定.....	9
（6）特殊容器製造事業者の指定.....	9
2 検定業務	
（1）検定の概要.....	10
（2）タクシメーターの装置検査.....	11
（3）質量計.....	12
（4）体積計.....	12
（5）圧力計・血圧計.....	13
3 基準器検査.....	14
4 定期検査等	
（1）特定計量器定期検査.....	15
（2）定期検査に代わる計量士による検査.....	15
（3）計量証明検査.....	17
5 立入検査等	
（1）計量関係事業者等立入検査.....	18
（2）特定計量器立入検査.....	18
（3）商品量目立入検査.....	19
6 計量思想の普及啓発	
（1）計量記念日事業.....	21
（2）消費者に対する普及啓発.....	21
（3）計量事業者に対する普及啓発.....	21
7 計量技術の国際交流（JICA研修実績）.....	22
8 計量関係機関等	
（1）計量特定市.....	23
（2）社団法人滋賀県計量協会.....	23

# 第 1 総 説

## 1 沿 革

明治 26 年	1 月	県庁舎内に滋賀県常置度量衡検定所設置
明治 33 年	8 月	彦根市にも常置検定所設置（明治 40 年 5 月廃止）
昭和 27 年	3 月	滋賀県計量検定所と改称
昭和 30 年	9 月	本庁経済部商工観光課に計量係を設置し、計量指導にあたる
昭和 34 年	10 月	所内に庶務係と業務係を設置し、計量業務の充実をはかる
昭和 41 年	1 月	県庁第二別館を改築し、その一部に移転
平成 7 年	5 月	草津市の独立庁舎に移転し現在に至る
平成 8 年	4 月	庶務係・業務係の係制が廃止される

## 2 所在地および土地・建物

所在地	〒 5 2 5 - 0 0 2 2	草津市川原町 1 4 9 番 1
電 話	0 7 7 - 5 6 3 - 3 1 4 5	
F A X	0 7 7 - 5 6 3 - 3 3 9 3	

土地面積 9,758.05 m<sup>2</sup>

建物面積 1,393.22 m<sup>2</sup>

本館棟 835.97 m<sup>2</sup>

1 F (主要施設)	計量検定所事務室	100.19 m <sup>2</sup>	
	圧力計検定・検査室	41.20 m <sup>2</sup>	
	温度計検定・検査室	13.90 m <sup>2</sup>	
	基準天秤室	22.60 m <sup>2</sup>	
	小型質量計検定・検査室	44.70 m <sup>2</sup>	
	展示ホール	82.50 m <sup>2</sup>	
	2 F (主要施設)	計量協会事務室	20.21 m <sup>2</sup>
		会議室	140.60 m <sup>2</sup>
		相談室	16.80 m <sup>2</sup>
		文書庫	31.00 m <sup>2</sup>
(その他)	倉庫、化粧室、廊下等	322.27 m <sup>2</sup>	

検査棟 494.66 m<sup>2</sup>

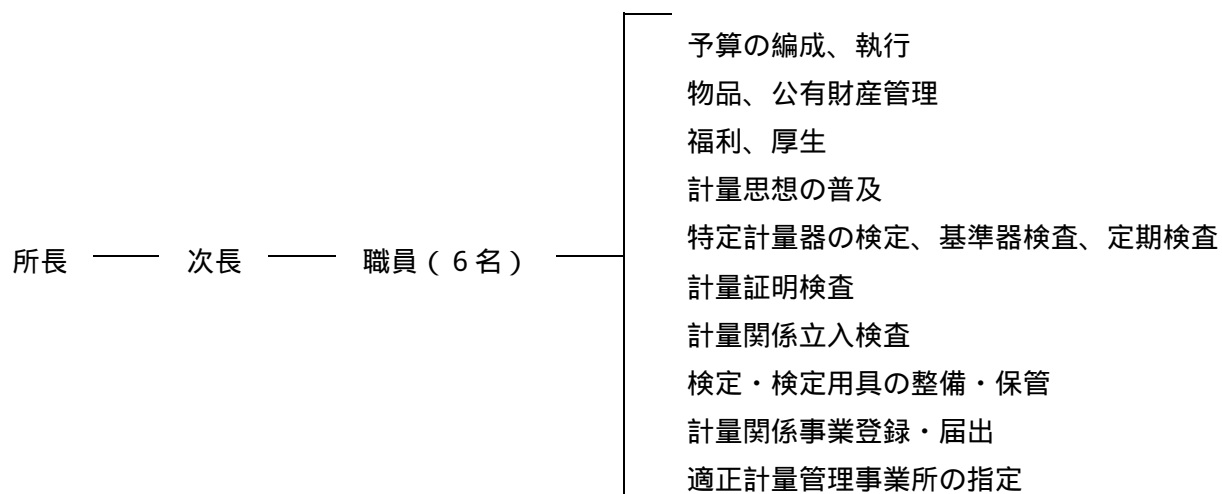
(主要施設)	装置検査場	200.70 m <sup>2</sup>
	大型質量計検査室	174.30 m <sup>2</sup>
	基準分銅検査室	20.55 m <sup>2</sup>
(その他)	化粧室、搬入口等	99.11 m <sup>2</sup>

その他 62.59 m<sup>2</sup>

渡り廊下	38.75 m <sup>2</sup>
自転車置場	14.52 m <sup>2</sup>
ゴミ置場	9.32 m <sup>2</sup>

### 3 組織および職員

当所は、県商工観光労働部に属しており、その組織と職員の配置状況は次のとおりである。



職員の配置状況

(平成19年4月1日現在)

	事務職員	技術職員	計
所長		1(1)	1(1)
次長		1(1)	1(1)
主幹	1		1
主査	3(2)		3(2)
主任技師		1(1)	1(1)
主事	1		1
計	5(2)	3(3)	8(5)

(注) ( )内は、計量教習の修了者

#### 4 歳入・歳出状況

##### 1. 歳入

(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工労働手数料

区 分	平成18年度決算額	平成19年度予算額
(節) 計量検定検査登録	9,255,110	7,159,000
(内訳) 検定(装置検査含む)	(3,164,190)	(3,111,000)
基準器検査	(1,298,350)	(1,326,000)
計量証明検査	(4,223,300)	(2,309,000)
登録・指定・閲覧等	(226,270)	(100,000)
検定検査費用弁償	(340,000)	(313,000)
(節) 計量検定所	393,387	400,000
(内訳) 公有財産使用料	(393,387)	(400,000)
合 計	9,648,497	7,559,000

(単位：円)

##### 2. 歳出(人件費を除く)

(款) 商工労働費 (項) 商工業費 (目) 計量検定費

区 分	平成18年度決算額	平成19年度予算額
報 償 費	82,000	314,000
旅 費	1,580,745	2,222,000
需 用 費	7,060,986	6,028,000
(内訳) 食 糧 費	(0)	(0)
その他需用費	(7,060,986)	(6,028,000)
役 務 費	2,208,449	2,161,000
(内訳) その他役務費	(2,208,449)	(2,161,000)
委 託 料	8,066,168	9,781,000
使用料および賃貸料	1,436,510	1,465,000
工事請負費	0	0
備品購入費	2,306,115	165,000
負担金補助および交付金	41,000	62,000
補償補てんおよび賠償金	0	5,000
公 課 費	55,400	47,000
合 計	22,837,373	22,250,000

(単位：円)

## 5 検定検査用具類

(平成19年4月1日現在)

基準器等の種類		型式または能力	数量	
長さ計	基準器	基準巻尺	全長 5m 一目盛 10cm	1
		タシメーター装置検査用基準器	表す量 2,000 mm	2
質量計	基準器	基準手動天びん	ひょう量 30kg 感量 200mg	1
			ひょう量 5kg 感量 50mg	1
			ひょう量 2kg 感量 10mg	1
		基準直示天びん	ひょう量 1000.11 g 目量 10mg	1
			ひょう量 200.003 g 目量 1mg	1
			ひょう量 200.011 g 目量 1mg	1
	基準台手動はかり	ひょう量 600.3 kg 目量 50 g	1	
	特級基準分銅(OIML E2相当)	表す量 1mg ~ 20kg	1組	
	特級基準分銅	表す量 1mg ~ 20kg	1組	
	一級基準分銅	表す量 1mg ~ 5kg	1組	
		表す量 1mg ~ 1kg	1組	
		表す量 10kg 表す量 20kg	2個 1個	
質量計	設置	質量比較器(電子天びん)	ひょう量 5.1 g 目量 1μg	1
			ひょう量 205 g 目量 0.01mg	1
			ひょう量 1.1kg 目量 0.1mg	1
			ひょう量 5.1kg 目量 1mg	1
			ひょう量 30kg 目量 5mg	1
			ひょう量 600kg 目量 0.1g	1
			ひょう量 1.2 t 目量 1g	1
	精密電子はかり	ひょう量 30kg 目量 100mg	1	
	電気抵抗線式はかり	ひょう量 1kg 目量 1g・2g	8 6	
	備	誘電式はかり	ひょう量 300 g 目量 0.01g	1
ひょう量 2kg 目量 1g			2	
ひょう量 3kg 目量 0.1g			1	
ひょう量 6kg 目量 0.2g			1	
備	实用基準分銅	表す量 1 t ( 鋳鉄製 )	1 2	
		表す量 500kg ( 鋳鉄製 )	9 6	
		表す量 20kg ( 鋳鉄製 )	1 5 0	
		表す量 20kg 1級实用 ( ステンレス製 )	5 0	
		表す量 20kg 3級实用 ( ステンレス製 )	1 5	
		懸垂式はかり検査用 ( 200kg )	1組	
分銅収納バスケット ( 500kg収納用 )	4			
エアバランサー	能力 30kg	1		

基準器等の種類		型式または能力	数 量	
温 度 計	基 準 器	基準ガラス製温度計		
		-20 ~ 105	目量 0.5	1
		-23 ~ 108	目量 0.5	1
		- 6 ~ 41	目量 0.5	1
		- 2 ~ 52	目量 0.1	1
		48 ~ 102	目量 0.1	1
		35 ~ 45	目量 0.1	1
		-20 ~ 10	目量 0.05	2
		10 ~ 40	目量 0.05	2
		40 ~ 70	目量 0.05	1
-56 ~ 0	目量 0.1	1		
-10 ~ 50	目量 0.1	1		
設 備		検査温槽	1	
		エアークンプレッサ	1	
		氷削機	1	
体 積 計	基 準 器	液体メーター用基準タンク		
		全量 5.1L 21L 50L 100L 200L	各 1	
		全量 10L	1	
		基準燃料油メーター	口径 50mm	1
		基準フラスコ		
		全量 10L 5L 2L 1L 200mL	各 1	
全量 100mL	2			
		基準ビューレット	全量 500mL 200mL	各 1
圧 力 計	基 準 器	基準液柱型圧力計		
		0 ~ 200kPa	目量 0.5kPa	1
		0 ~ 102kPa	目量 0.5kPa	1
		基準重錘型圧力計		
2MPa ~ 50MPa		1		
0.1MPa ~ 5MPa		1		
5MPa ~ 100MPa		1		
密 度 計	基 準 器	液化石油ガス用基準浮ひょう		
		0.5 ~ 0.65g/cm <sup>3</sup>	0.002g/cm <sup>3</sup>	1
		0.47 ~ 0.57g/cm <sup>3</sup>	0.001g/cm <sup>3</sup>	1
石油用基準密度浮ひょう	0.750 ~ 0.850g/cm <sup>3</sup>	0.0005g/cm <sup>3</sup>	1組	
基準密度浮ひょう	0.600 ~ 0.65g/cm <sup>3</sup>	0.0005g/cm <sup>3</sup>	1	
比 重 計	基 準 器	基準比重浮ひょう		
		0.6490 ~ 2.0000	0.0005	1組
		1.00 ~ 1.30	0.001	1組
基準重ポーム度浮ひょう	0 ~ 70重ポーム度	0.05重ポーム度	1組	

## 第 2 業 務 概 要

### 1 計量関係事業の届出、登録、指定

#### (1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出

特定計量器の製造事業を行うときは経済産業大臣に、修理又は販売の事業を行う者にあつては都道府県知事に届出をするよう定められている。

平成18年度に行った登録・指定等の実績については、次のとおりである。

	平成17年度末現在		平成18年度の処理件数				平成18年度末現在	
	区分延数	実事業者数	新規	廃止	変更	手数料金額	区分延数	実事業者数
製造事業者	28	12	0	0	3	-	28	12
修理事業者	24	19	1	0	3	-	25	20
販売事業者	442	191	3	2	13	-	442	192
計量証明事業者	95	68	3	4	54	163,300	91	67
適正計量管理事務所	170	64	4	3	30	31,600	171	65

計量証明事業者の変更件数には、再交付、訂正を含む。

販売事業者の区分延数は、事業所数を示す。

なお、平成19年5月1日現在の届出の事業者は次のとおりである。

#### 製造事業者（経済産業大臣 届出）

名 称	事 業 区 分	届出年月日
松下電工(株) 彦根工場	血压計第1類	平成 5年11月 1日
近江度量衡(株) 草津工場	質量計第1・2類、分銅等	平成 5年11月 1日
(株)イシダ 滋賀事業所	質量計第1・2類、分銅等	平成 5年11月 1日
(有)後藤製作所	質量計第1・2類	平成 5年11月 1日
旭計器工業(株) 滋賀工場	圧力計第1・2類、血压計第1・2類	平成 5年11月 1日
東エングリアン(株) エレクトロニクス事業本部	濃度計第1・2・3類	平成 5年11月 1日
(有)滋賀計量器製作所	ガラス製温度計	平成 5年11月 1日
(株)島津製作所 瀬田流量試験所	排水積算体積計等	平成 5年11月 1日
"	水道メーター第1・2類	平成 9年 2月28日
(株)暁電機製作所	質量計第1類	平成 5年12月13日
日本エンジニアサービス(株) 京滋出張所	自動車等給油メーター	平成10年 2月13日
"	定置燃料油メーター、大型車載燃料油メーター	平成11年 7月 9日
日光精器(株) 滋賀工場	血压計第1類	平成10年 6月25日
島津システムソリューションズ(株) 瀬田流量試験所	水道メーター第1・2類、排水積算体積計	平成14年 4月25日



修理事業者（滋賀県知事 届出）

名 称	事 業 区 分	届出年月日
近江タクシーサービス(株)	タクシーメーター	平成 5年11月 1日
滋賀交通(株) 水口工場	タクシーメーター	平成 5年11月 1日
都タクシー(株)	タクシーメーター	平成 5年11月 1日
(株)昭建 滋賀事業場	自重計	平成 5年11月 1日
(株)栗東商会	自重計	平成 5年11月 1日
長浜モータース(株)	自重計	平成 5年11月 1日
(株)桑原組	自重計	平成 5年11月 1日
西喜重工(株)	自重計	平成 5年11月 1日
(有)日新商会	自重計	平成 5年11月 1日
(有)正起商会	質量計第1・2類	平成 5年11月 1日
(株)暁電機製作所	質量計第1類	平成 5年12月13日
テックエンジニアリング(株) 滋賀サービスステーション	質量計第1・2類	平成 6年 7月 1日
(有)後藤製作所	質量計第1・2類、分銅等	平成 8年12月10日
琵琶湖タクシー(株)	タクシーメーター	平成10年 1月26日
三保産業(株) 滋賀工場	圧力計第2類	平成10年 9月29日
(株)オリシック	自重計	平成11年 7月14日
ガス保安検査(株) 保安検査部中部事業所	圧力計第2類	平成12年 5月10日
喜楽鋳業(株)	自動車給油メーター、小型車載燃料油メーター	平成16年 4月22日
(株)松原鉄工所	圧力計第2類	平成17年 3月14日
ミズホ自工	自重計	平成18年 8月17日

販売事業者（滋賀県知事 届出）

特定計量器のうち質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売を行う者は、知事への届出が必要である。

平成19年3月末現在、販売事業者は192社で442事業所がある。

## (2) 計量証明事業の登録

質量、濃度、音圧レベル等を測定し、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明する事業を行う者は、事業区分に従い都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、平成19年4月1日現在の登録状況は次に示すとおりである。

計量証明事業登録者数

事業区分	質 量 計	濃 度		音圧レベル	振動加速度レベル	特定濃度	
		大気	水又は土壌			大気	水又は土壌
事業所数	42	16	29	10	9	3	3
		30				3	
事業者実数	38	31					

## (3) 計量士の登録

計量士になろうとする者が経済産業大臣あてに提出する「登録申請書」等を受理し、大臣に進達を行う。また、計量士になる資格の認定を得ようとする者が提出する「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会長に送付する。

計量士登録等の取扱件数

	一般計量士	環境計量士 (濃度)	環境計量士 (騒音・振動)	計量士資格認定 申請書	合 計
平成18年度	13	10	1	0	24
平成17年度	5	15	2	1	23
平成16年度	2	10	4	4	20
平成15年度	7	8	-	2	17
平成14年度	5	7	5	-	17

## (4) 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用し、計量管理を自主的に行っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。なお、平成19年4月1日現在で滋賀県内で指定を受けた事業所数は、業種別に次のとおりである。

経済産業大臣指定

国の機関(郵便局) 261 事業所

滋賀県知事指定

業 種	ガ  ス 供  給  業	鋳工業・ 製  造  業	百貨店	スーパー	運輸業	計量証明 事業	その他	計
事業所数	1	43	2	82	15	1	25	169

#### ( 5 ) 指定製造事業者の指定

経済産業大臣が、優れた品質管理能力を有すると認めた製造事業者においては、自らが計量法に基づく基準適合証印を付すことが出来ることとなっている。

本県の指定製造事業者は次の2事業者である。

事業者名	指定年月日	事業区分
(株)インダ 滋賀事業所	平成 6年12月22日	質量計第1類
松下電工(株)彦根工場	平成 7年 5月18日	血压計第1類

#### ( 6 ) 特殊容器製造事業者の指定

特殊容器(透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるもの)の製造を行おうとする者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受けるよう定められている。

本県に特殊容器指定製造者は次の1事業者である。

東洋ガラス(株)滋賀工場      平成元年7月20日指定      特殊容器製造事業

## 2 検 定 業 務

### ( 1 ) 検定の概要

取引や証明に使用する特定計量器は、原則として検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができないこととなっている。

検定は、特定計量器の種類や型式の有無により経済産業大臣、都道府県知事等が行っており、また、電気計器は日本電気計器検定所、環境測定用などに使用される特定計量器は指定検定機関である(財)日本品質保証機構が、主体となって検定を実施している。

過去3年間の検定検査の実績は次のとおりである。

#### 平成18年度検定等種類別手数料

区 分	タクシーメーター	質 量 計	温 度 計	体 積 計	圧 力 計	総 計
手 数 料	926,160	1,457,800	0	643,650	63,630	3,091,240

(単位：円)

#### 最近3カ年の検定(検査)実績

種 類	年 度	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		個 数	不合格数	個 数	不合格数	個 数	不合格数
	タクシーメーター装置検査	1,309	27	1,368	33	1,362	42
質 量 計	電気抵抗線式はかり	990	0	641	0	791	2
	電磁式はかり	0	0	0	0	0	0
	誘電式はかり	0	0	0	0	0	0
	その他の手動式はかり	12	0	29	0	20	0
	手動指示併用はかり	2	0	4	0	3	0
	ばね式はかり	2	0	1	0	0	0
	その他の指示はかり	10	0	0	0	0	0
	分 銅	25	0	22	0	22	0
	計	1,041	0	697	0	836	2
	ガラス製温度計	164	0	0	0	0	0
体 積 計	燃料油メーター	596	0	313	0	287	1
	液化石油ガスメーター	23	0	3	0	7	0
	計	619	0	316	0	294	1
圧 力 計	アネロイド型圧力計	784	4	420	0	687	3
	アネロイド型血圧計	0	0	0	0	0	0
	計	784	4	420	0	687	3
	総 計	3,917	31	2,801	33	3,179	48

【主な特定計量器の検定証印の有効期間】

タクシメーター	1年
ガス（都市ガス、プロパンガス）メーター	10年
水道メーター	8年
燃料油（自動車等給油）メーター	7年
液化石油ガスメーター	4年
積算熱量計	8年
電力量計（家庭用普通電力量計）	10年
振動レベル計	6年

（２）タクシメーターの装置検査

平成18年度の検査実績は1,362台であり、下図のように近年は大きな変動はなく、横ばい状態が続いている。

なお、本県では装置検査に合格したタクシメーターには見やすい箇所には有効期限シールを貼付し、使用者および利用者にも注意の喚起に努めている。

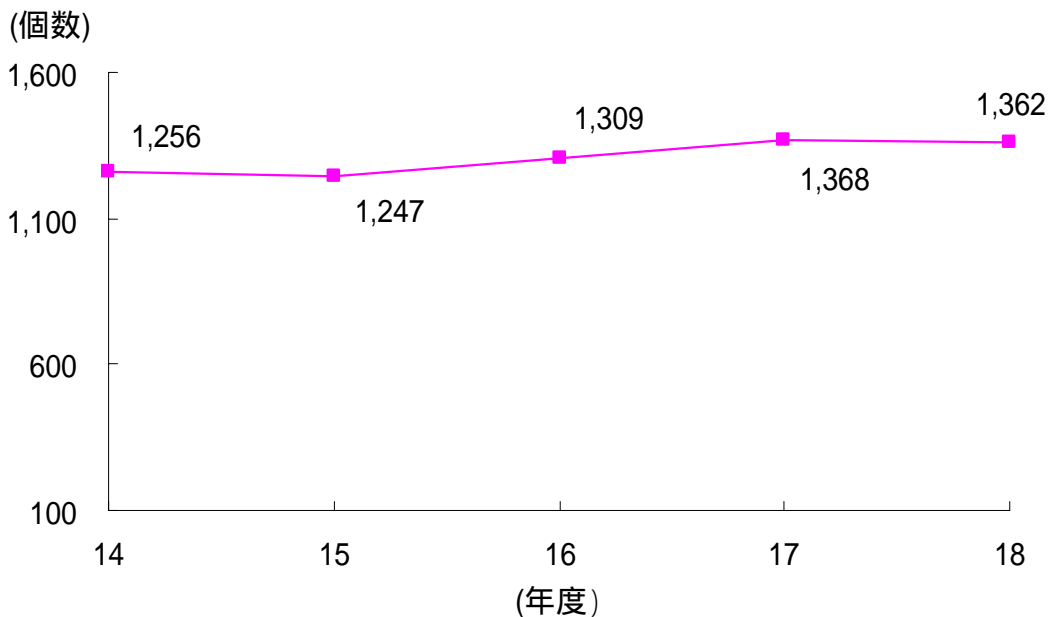
タクシメーター装置検査



タクシメーターの有効期限シール



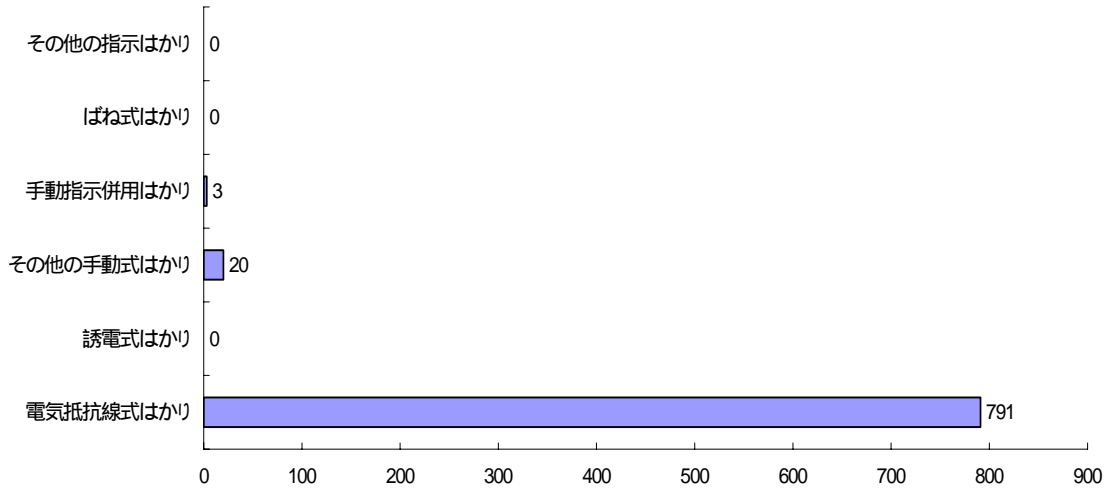
タクシメーター装置検査実績の推移



### ( 3 ) 質量計

質量計の検定は、下図のように、電気抵抗線式はかりがその大半を占めている。総個数については、平成18年度は対前年比20.6%の増加となった。

質量計の検定実績(台数)

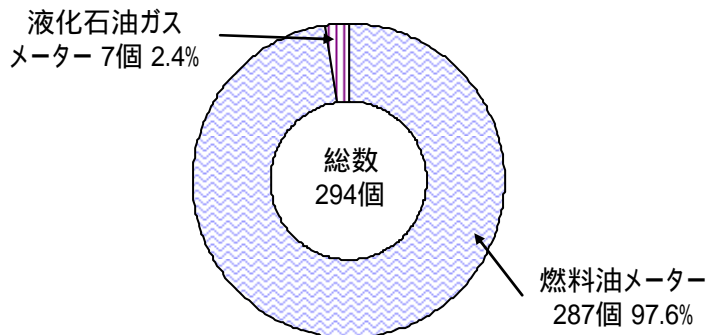


### ( 4 ) 体積計

実績は、燃料油メーターおよび液化石油ガスメーターであり、下図に示すとおり燃料油メーターが体積計の総個数の大半を占めている。

なお、本県では燃料油メーターの見やすい箇所に検定有効期限シールを貼って、使用者および利用者にも注意を喚起している。有効期間7年用のシールは燃料油メーターのうち自動車等給油メーターに、有効期間5年用のシールはそれ以外の燃料油メーターに貼付している

体積計の種類別検定個数および比率



燃料油メーター検定



検定有効期限シール



有効期間7年用



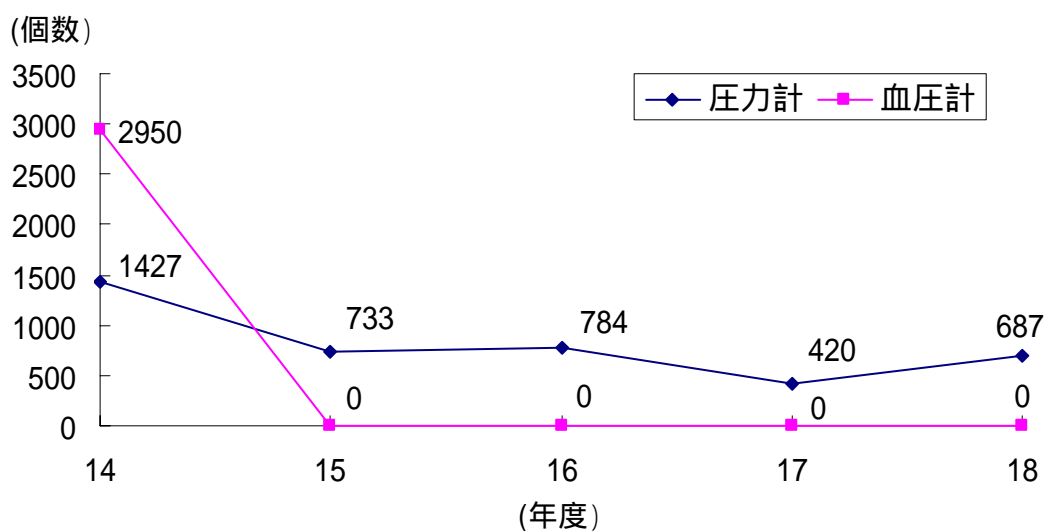
有効期間5年用

## (5) 圧力計・血圧計

検定は、アネロイド型圧力計およびアネロイド型血圧計の2種類がある。そのうち、血圧計は平成10年度から指定製造事業者制度による生産となったため、平成13年度まで検定実績はなかった。しかし、平成14年度のみ指定製造事業者制度によらない器種が出てきたため検定を実施したが、平成15年度以降は検定実績はない。

圧力計の検定個数はここ数年減少傾向にあり、平成17年度は対前年比46.4%と大幅な減少となったが、平成18年度は同63.6%と大幅な増加に転じた。

圧力計検定実績の推移



### 3 基準器検査

基準器は、検定、検査に用いる器具、機械又は装置である。また、製造、修理事業者等においては、製品の検査設備として用いられている。

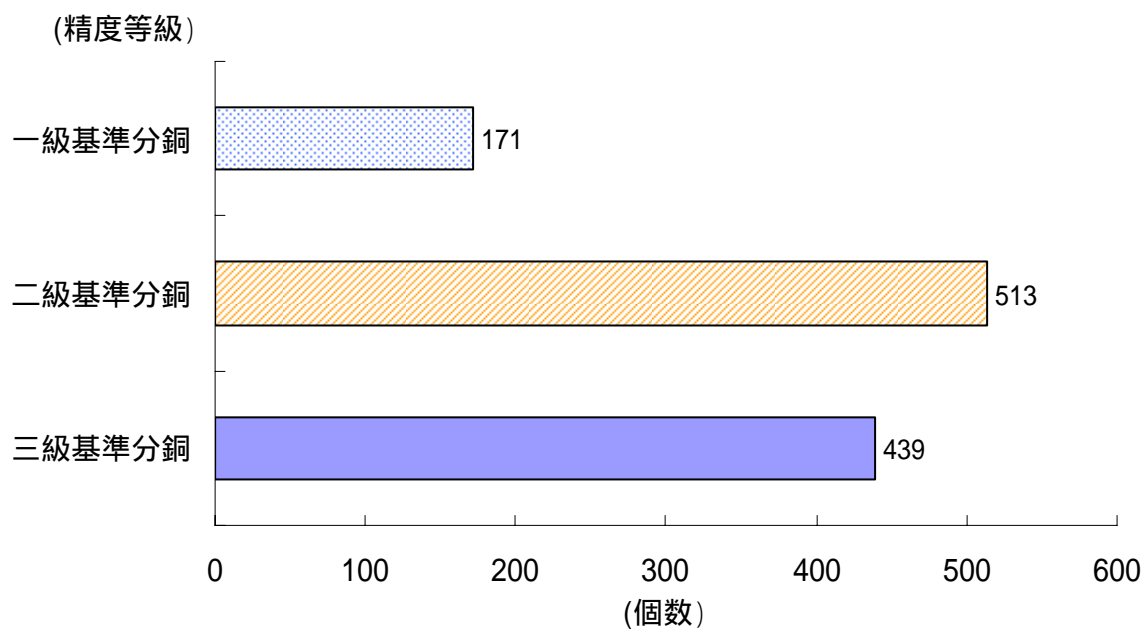
基準器は、種類により経済産業大臣又は都道府県知事が検査を行い、これに合格したものについては基準器検査証印が付される。

過去3年間に本県が行った基準器検査実績は、次のとおりである。

#### 基準器検査実績

種 類	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
基準手動はかり	0	0	1	0	0	0
基準指示はかり	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	197	7	171	0	171	6
二級基準分銅	475	0	579	0	513	1
三級基準分銅	500	0	462	0	439	0
液体メーター用基準タンク	2	0	2	0	1	0
タクシメーター装置検査用基準器	0	0	3	0	3	0
計	1,174	7	1,218	0	1,127	7

平成18年度 基準分銅精度等級別実績





#### 4 定期検査等

##### (1) 特定計量器定期検査

取引や証明に使用するはかりは、精度維持のため2年に1回の定期検査が義務づけられている。本県では、小型はかり（ひょう量500kg以下）と大型はかり（ひょう量500kg超）に分けて定期検査を実施している。

なお、（社）滋賀県計量協会が指定定期検査機関として知事の指定を受け、小型はかりは平成11年度から、大型はかりは平成13年度から定期検査業務を実施している。

##### (2) 定期検査に代わる計量士による検査

知事が行う定期検査に代わり、計量について専門的な知識と技術を持つ計量士が、取引または証明に使用するはかりの検査を行い、合格したものを当該都道府県知事又は特定市町村の長へ届出することにより定期検査が免除される制度である。

##### 平成18年度定期検査等実施状況（小型はかり・種類別）

		定期検査		計量士の代検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
手動はかり	手動天びん	0	0	0	0
	棒はかり	0	0	1	0
	等比皿手動はかり	11	0	0	0
	不等比皿手動はかり	26	0	6	0
	台手動はかり	157	0	50	0
指示はかり	円周指示はかり	426	0	200	0
	直線指示はかり	25	0	2	0
	手動指示併用はかり	8	0	3	0
	振り子式はかり	0	0	0	0
電気式はかり	電気抵抗線式はかり	207	0	420	0
	光電式はかり	4	0	0	0
	電磁式はかり	7	0	1	0
	誘電式はかり	19	0	1	0
小計		890	0	684	0
分銅・おもり	分銅	129	0	15	0
	定量おもり	0	0	1	0
	定量増おもり	866	0	217	0
小計		995	0	233	0
合計		1,885	0	917	0

##### 平成18年度定期検査等実施状況（大型はかり・種類別）

		定期検査		計量士の代検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
はかり	台手動はかり	6	1	1	0
	振り子式はかり	1	0	1	0
	電気抵抗線式はかり	57	0	46	0
小計		64	1	48	0
定量増おもり		12	0	0	0
合計		76	1	48	0

平成18年度定期検査（小型はかり）市町別内訳（指定定期検査機関分）

市町名	実施 日数	受検 者数	非自動はかり		分銅・おもり		合 計		不合格 率(%)
			合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	
総合計	24.5	526	890	0	995	0	1885	0	0.0
市部計	15	363	628	0	783	0	1411	0	0.0
郡部計	9.5	163	262	0	212	0	474	0	0.0
守山市	1	30	38	0	60	0	98	0	0.0
甲賀市	7	197	355	0	423	0	778	0	0.0
湖南市	2	44	95	0	115	0	210	0	0.0
東近江市(旧愛東 町、湖東町の地域)	1	18	23	0	10	0	33	0	0.0
米原市	4	74	117	0	175	0	292	0	0.0
愛荘町	2.5	40	68	0	37	0	105	0	0.0
豊郷町	1	17	26	0	40	0	66	0	0.0
甲良町	1	13	20	0	10	0	30	0	0.0
多賀町	1	10	20	0	11	0	31	0	0.0
高月町	1	21	30	0	36	0	66	0	0.0
木之本町	1	29	46	0	31	0	77	0	0.0
余呉町	1	15	26	0	25	0	51	0	0.0
西浅井町	1	18	26	0	22	0	48	0	0.0

最近3カ年の定期検査等の検査個数（小型はかり）

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	定期検査	計量士の 代検査	定期検査	計量士の 代検査	定期検査	計量士の 代検査
非自動はかり	935	661	1,638	2,006	890	684
分銅・おもり	1,044	286	1,582	919	995	233
合 計	1,979	947	3,220	2,925	1885	917

最近3カ年の定期検査等の検査個数（大型はかり）

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	定期検査	計量士の 代検査	定期検査	計量士の 代検査	定期検査	計量士の 代検査
非自動はかり	64	39	84	52	64	48
分銅・おもり	12	0	49	0	12	0
合 計	76	39	133	52	76	48

### (3) 計量証明検査

計量証明事業に使用する特定計量器は、政令で定める期間ごとに知事または指定計量証明検査機関が行う検査を受けなければならない。質量の検査は、平成13年度から指定計量証明検査機関である(社)滋賀県計量協会が実施している。

#### 最近3年間の計量証明検査実績

種 類		平成16年度	平成17年度	平成18年度
質 量	台手動はかり	2(0)	0(0)	1(0)
	振子式はかり	1(0)	0(0)	1(0)
	電気抵抗線式はかり	13(0)	10(0)	14(0)
濃 度	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	0(0)	12(0)	16(0)
	ジューア式酸素濃度計	3(1)	0(0)	6(0)
	磁気式酸素濃度計	5(0)	0(0)	1(0)
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	5(0)	0(0)	5(0)
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	0(0)	0(0)	1(0)
	化学発光式窒素酸化物濃度計	3(1)	0(0)	7(0)
音圧レベル	普通騒音計	0(0)	9(0)	9(0)
	精密騒音計	0(0)	2(0)	6(0)
振動加速度レベル	振動レベル計	13(0)	0(0)	15(0)
合 計		45(2)	33(0)	82(0)

(注1) ( )内は不合格数

(注2) **太字**は指定計量証明検査機関が実施した個数

#### 平成18年度の実施期間および受検者数

特定計量器の種類	実 施 期 間	日 数	受 検 者 数
質 量 計	平成18年 9月19日～ 平成18年11月30日	9 日	15
ガス濃度計	平成18年 8月21日～ 平成18年 8月25日	5 日	4
PH計・騒音計・ 振動レベル計	平成18年10月 3日～ 平成18年10月 4日	2 日	16

## 5 立入検査等

計量法第148条に基づく立入検査を実施し、適正計量の確保に努めている。

### (1) 計量関係事業者等立入検査

計量証明事業者等の事業所に立ち入り計量法に定められている諸規定の実施状況や遵守状況について検査を行い適性を欠くものについては改善指導を行った。

過去3年間の立入検査実施状況は次のとおりである。

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
製造事業者		2	2	2
修理事業者		-	-	-
販売事業者		-	-	-
計量証明事業者	一般	4	4	4
	環境	6	6	5
適正計量管理事業所		-	-	-
合 計		12	12	11

### (2) 特定計量器立入検査

適正な計量の確保を図るためには、正確な計量器を正しく使用することが大切であることから、特定計量器を取引など業務上に使用している事業所に対し立入検査を行い、不適正な特定計量器や不正な使用方法の排除に努めている。

なお、不適正な特定計量器については改善内容の報告を求め、適正な計量の確保を図っている。

#### 特定計量器立入検査実績

特定計量器の種類	平成16年度				平成17年度				平成18年度			
	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)
燃料油メーター	63	615	89	14.5	40	497	67	13.5	25	246	53	21.5
石油ガスメーター	29	22,582	65	0.3	30	40,497	24	0.1	28	74,648	9	0.0
水道メーター	9	57,185	451	0.8	3	36,014	0	0.0	6	63,611	1	0.0
計	101	80,382	605	0.8	73	77,008	91	0.1	59	138,505	63	0.0

(注) 石油ガスメーター、水道メーターの検査個数は、台帳検査による。

#### 平成18年度実施区域および実施期間

種 類	実 施 期 間	日 数	実 施 区 域
燃料油メーター	平成18年 9月 6日～ 平成19年 2月 1日	5日間	甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、余呉町、西浅井町
石油ガスメーター	平成18年 9月 5日～ 平成19年 1月 31日	10日間	彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、高島市、米原市、湖北町、高月町、木之本町
水道メーター	平成18年 5月16日～ 平成18年 5月17日	2日間	彦根市、東近江市、米原市、豊郷町、甲良町、多賀町

### (3) 商品量目立入検査

容器又は包装に内容量が表記されている商品を販売している者に対して、適正計量の周知徹底を図ることを目的に中元期、年末・年始期を中心に立入検査を実施している。

検査内容は、検査対象商品の量目及び表示の確認、使用しているはかりの使用状況等について行っている。なお、平成18年度の商品量目立入検査の結果は、次に示すとおりである。

不適正個数の多かった品目については、ほとんどが風袋込みの計量が原因とみられる量目不足であった。計量器の設置状況等について不適正なものはなかった。

量目不足の商品に対しては、立入検査の実施要領に基づき現場指導等を行った。

(注) 量目(りょうもく)・・・商品の内容量のこと。

#### 実施区域及び実施期間等

種 類	実 施 期 間	日 数	検査職員 (延べ人数)	実施区域
中 元 期	平成18年 6月28日～ 平成18年 7月25日	5日間	11名	彦根市他5市 安土町他4町
年末・年始期	平成18年11月 1日～ 平成19年 1月31日	4日間	8名	近江八幡市他5市 高月町他2町

#### 商品量目立入検査成績表(平成18年度)

商 品 名	検査戸数	不適正		検査個数	不適正	
		戸数	同率 (%)		個 数	同率 (%)
食肉	14	2	14.3	108	3	2.8
食肉の加工品	3	0	0.0	9	0	0.0
魚介類	13	5	38.5	90	20	22.2
魚介類の加工品	7	0	0.0	24	0	0.0
野菜	1	0	0.0	5	0	0.0
野菜の加工品	-	-	-	-	-	-
めん類	-	-	-	-	-	-
菓子類	-	-	-	-	-	-
茶、コーヒー、ココアの調整品	2	0	0.0	6	0	0.0
調理食品	12	3	25.0	105	9	8.6
その他の特定商品	1	0	0.0	2	0	0.0
非特定商品	-	-	-	-	-	-
合 計	53	10	18.9	349	32	9.2

過去3カ年の商品量目立入検査状況

	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	検査 個数	不適正 個数	不適正 同率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 同率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 同率 (%)
食肉	92	13	14.1	99	20	20.2	108	3	2.8
食肉の加工品	50	0	0.0	-	-	-	9	0	0.0
魚介類	81	7	8.6	38	0	0.0	90	20	22.2
魚介類の加工品	77	5	6.5	48	3	6.3	24	0	0.0
野菜	100	7	7.0	36	3	8.3	5	0	0.0
野菜の加工品	20	5	25.0	-	-	-	-	-	-
めん類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子類	22	8	36.4	7	0	0.0	-	-	-
茶、コーヒー、コ コアの調整品	13	0	0.0	11	0	0.0	6	0	0.0
調理食品	89	8	9.0	128	30	23.4	105	9	8.6
その他の特定商品	23	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0
非特定商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	567	53	9.3	370	56	15.1	349	32	9.2

## 6 計量思想の普及啓発

### (1) 計量記念日事業

1月1日の計量記念日を広く県民に認識していただくために、毎年JRの主要各駅や量販店の店頭で、街頭啓発を実施している。

また、県内各市町、各商工会等およびその他計量関係事業者へ計量記念日ポスターを配布するなど、計量思想の普及に努めている。

### (2) 消費者に対する普及啓発

消費者に対する普及啓発として、昭和61年度から実施してきた計量モニター事業に代わり、平成15年度からは商品量目試買テスト支援事業を実施している。

この事業は地域の消費者グループ等が自主的に行う商品量目調査に対し、計量検定所が支援・協力し、消費者に商品量目の現状や計量に関する知識を深めてもらうことで、計量思想の普及と消費者保護をはかることを目的としている。

併せて、調査により得られる各種データ、消費者の意見、要望等を計量行政の推進のための資料として活用している。

平成18年度は近江八幡市、甲賀市、東近江市の3市で実施した。

### (3) 計量事業者に対する普及啓発

計量証明主任計量者講習を開催し、講義終了後に筆記試験を行い合格者には認定証を授与した。また、環境計量証明事業者講習も実施した。なお、講習会の主催は、社団法人滋賀県計量協会である。

## 7 計量技術の国際交流（JICA研修）

JICA研修については、都道府県計量行政協議会が受け入れを開始した平成7年度より継続して本県での研修を行っており、平成18年度は、次のとおり実施した。

実施日 平成18年 8月 1日

実施場所 滋賀県計量検定所

研修内容 電気式はかりの検定

研修生 カボ`ニア、インド`ネシア(2)、タイ(2) の合計 5 名

### 平成17年度以前の状況

年度	実施日	研修場所	研修内容	人数	研修生
17	17.7.20	滋賀県計量検定所	電気式はかりの検定	5	カボ`ニア、インド`ネシア(2)、タイ(2)
16	16.6.29	滋賀県計量検定所	電気式はかりの技術基準と検定	9	中国、インド`ネシア、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム、パレスチナ、イラン(2)
15	15.7.16	滋賀県計量検定所	電気式はかりの技術基準と検定	6	中国、インド`ネシア、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム
14	14.7.30	滋賀県計量検定所 株`インダ` 滋賀事業所	電気式はかりの技術基準と検定	6	中国、インド`ネシア(2)、マレーシア(2)、タイ
13	13.11.21 11.22	水質監視船 株`インダ` 滋賀事業所	商業用はかりの構造と検定	6	中国、ガ`ナ、パ`ナマ、インド`ネシア(2)、サウ`ド`アラビア
12	12.11.15 11.16	水質監視船 株`インダ` 滋賀事業所	商業用はかりの構造と検定	7	中国、インド`ネシア、サウ`ド`アラビア、タイ、パレスチナ、チュニジア、ベトナム
11	11.10.19 10.20	株`インダ` 滋賀事業所 水質監視船	商業用はかりの構造と検定	7	インド`ネシア、パ`ール、フィリピン、サウ`ド`アラビア、シリア(2)、タイ



## 8 計量関係機関等

### (1) 計量特定市(大津市)

大津市は、平成13年4月から特定市の指定を受けて計量法に基づく、大津市内の定期検査や立入検査等の業務を行い適正な計量の確保と計量意識の高揚を図る啓発・指導を行っている。

県も特定市の大津市と定期的に事務連絡協議会を開催するとともに、情報の交換や事務処理の統一を図るなど業務の円滑な推進に努めている。

所在地 大津市御陵町3-1  
名称 大津市 産業観光部 産業政策課  
電話 077-528-2754

### (2) 社団法人滋賀県計量協会

社団法人滋賀県計量協会は、特定計量器製造・修理・販売事業者、適正計量管理事業所、一般計量証明事業者、環境計量証明事業者および計量士等の計量関係事業者で組織する団体であり、会員の地位向上と、相互の連絡協調をはかるとともに、計量思想普及のため活動している。

#### 1. 経緯

昭和34年 4月 1日 滋賀県計量協会(任意団体)の設立  
昭和55年10月23日 社団法人滋賀県計量協会に組織変更(法人化)  
平成11年 3月26日 指定定期検査機関に指定  
平成13年 3月21日 指定計量証明検査機関に指定

#### 2. 事務所所在地

〒525-0022 草津市川原町149番1 (滋賀県計量検定所本館棟 2F)  
電話 077-567-3978  
FAX 077-567-3981

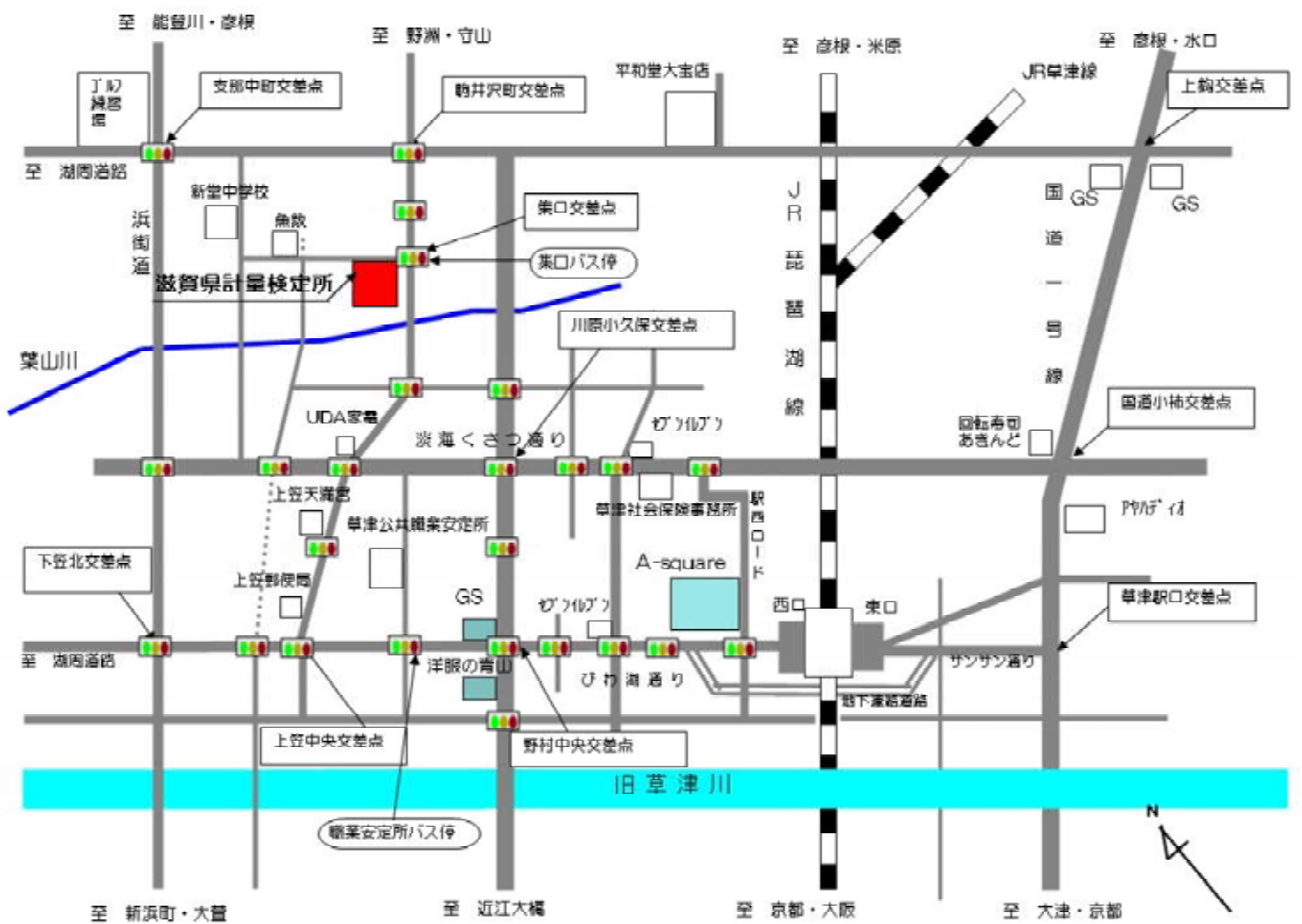
#### 3. 事業内容

- (1) 計量知識の普及啓発
- (2) 計量に関する調査、研究および指導
- (3) 計量関係法令の適正な運用促進
- (4) 計量業界の向上発展に関する施策の実施
- (5) 計量技術および計量管理の研究、指導
- (6) 指定定期検査機関業務の実施
- (7) 指定計量証明検査機関業務の実施(質量計に係る計量証明検査)
- (8) 商店における正量取引推進巡回指導検査の実施
- (9) 適正計量管理事業所の計量管理指導事業の受託
- (10) 計量法関係収入証紙の売りさばき
- (11) 情報の収集および会誌の作成配布
- (12) 計量功労者の表彰および会員相互の連絡協調
- (13) 講演会、講習会、座談会、展示会等の開催
- (14) その他本会の目的達成のために必要な事業

#### 4. 協会会員

(平成19年3月31日現在)

定款第29条部会別名 称	業 種 の 別	会 員 数
計量器工業部会	計量器製造・修理事業者	14社(者)
計量器販売部会	特定計量器販売事業者	57社(者) 2団体
適正計量管理部会	適正計量管理事業所	43社 2団体
計量証明部会	一般計量証明事業者	23社(者)
環境計量証明部会	環境計量証明事業者	23社
計量士部会	計 量 士	36者
特別会員	定款第7条第3項の規定による会員	3者
賛助会員	定款第7条第4項の規定による会員	1団体
計		199社(者) 5団体



## 交通アクセス

### J R 草津駅西口

近江バス「平井循環」にて「集口」下車、徒歩2分

近江バス「烏丸半島線」「穴村線」「下物・烏丸半島線」「支那線」「山賀線」にて「職業安定所」下車、徒歩約20分

J R 草津駅西口より、徒歩約35分

計量に関する相談は、下記へお問い合わせください。

平成18年(2006年)度	
計 量 行 政 年 報	
作成日	平成19年(2007年)6月
作成者	滋賀県計量検定所
住所	〒525-0022 草津市川原町149-1
電話番号	077-563-3145
FAX番号	077-563-3393